

炎症——防御と自己破壊のはざままで

吉 永 秀

肺炎、肝炎など「炎」と名のつくものは炎症と呼ばれる病気のカテゴリーに入っており、当然、治療の対象になっています。また、ちょっとした傷が化膿するとか、虫刺され、火傷などもこの炎症と呼ばれる状態で不快なものです。こんな炎と名のつく病気がなければどんなに快適かと思われまふ。ところが、さまざまな原因によってこの炎症反応が起らないヒトや動物がありますが、実はこのような状態は大変重篤な病気であって、現在の医療水準では、この状態のヒトを長く生き残らせることは至難の技なのです。炎症が起らないような個体は、外界に無数に存在する微生物の侵入を食い止める力に欠けており、結局は侵入してきた微生物の犠牲になります。つまり、炎症という病的状態を起こす仕組みは生体防御という重要な生理的な機能と裏腹になっているとも言えます。この地球上では広範な場所が多様な生物の住処になっており、われわれの体も微生物や寄生虫の住処として格好の場所ですので、これらの微生物の侵入と増殖を防ぐ機能が備わってはじめて生存が可能であり、この仕組みの一つが実は炎症なのです。

われわれの体は侵入する微生物を殺し排除するための様々な道具を備えています。この道具のうち最も強力なものは活性酸素と呼ばれる不安定な酸素原子の一群であり、まわりのものをただちに酸化して殺してしまう剣呑な武器なのです。したがって、侵入者を排除

することはただちにその周りに存在する正常な組織や細胞も殺すことになり、この状態がひどくなった場合が病気としての治療の対象になっているわけです。このような剣呑な武器を使用することについては厳重な制御機能が備わっているのですが、防御は侵入異物の数が少ないうちがより有効であり、このため異物の共通の特徴を認識してなるべく早く、この武器を用いることが末端の防御にかかわっている細胞に許されており、中枢での制御は極めて緩やかにしか行われない仕組みが成立しています。ただし、この反応は極力狭い範囲でしか行われないようになっていますので、炎症は局所を犠牲にして全身を護る反応であると昔から考えられてきた理由でもあります。

一方、侵入者がこの第一線防御網を突破したり、または単純な第一線の異物認識能力をかいくぐって侵入する場合には、生体はさらに困難な局面に出会うこととなります。無差別で剣呑な武器を所かまわず発揮させることは個体の死にも結び付きかねないことです。生体内に存在するものが異物か、自己成分かを精密に見分ける必要があります。免疫と呼ばれている仕組みを発動することでこの問題を解決しようとする。この仕組みは以前に同じものが侵入したことがあればより強く発揮されるように記録まで残しているし、異物の認識についても、微生物の持つ共通な性質といった、すり抜けることが容易な仕組みで

はなく、すべてから自己の成分を除いたものが異物であるとする定義を採用しており、現在はこの世の中になような異物についても予定異物として認識する能力があります。生体が異物を即座には排除できなかつた場合には、この精密な認識系により異物が自己の成分ではないと認識された場合のみ剣呑な武器の広範な使用が許されるようになっていきます。しかし、世の中には完全などといえる仕組みはないもので、この異物識別の間違ひによる病気もあり、また必要以上の異物排除機能が発揮されて病気が重篤になることもあり、ここに医療が介入して防御の仕組みをコントロールし、治療の目的を達する機会が存在し

ているのです。

このような単純で剣呑な異物破壊の道具しか持たない防御のための仕組みがかなり未成熟なのか、または、自己統一性を保つためにはこのような仕組み以外には選択の余地がないのか、われわれには神の御業を批判する能力はないのですが、精神的な問題、社会的な問題なども含めて、統一性を保つ仕組みの難しさを感じてしまいます。

(医学部分館長 病理学)

シリーズ熊本大学附属図書館蔵特殊資料紹介2

(2) 宇治惟平契状 (原本写真を表紙に掲載、原文解説を次ページに掲載)

〈宇治惟平契状〉

ひこのくにもりとみのしやうの事、こさねすみ
(肥後國守高生)
(一、故成)
(一、故成)
の、やうきう三ねん正月十八日、かうさのみや
(一、承久)
(一、甲佐高)
の神りやうたるへきよし、けいやく候事、
(一、額)
けんせんに候、しかるに、さんぬるほうちの
(一、顯然)
ころ、くわんとうのけんゐをもて、したち
(一、四束)
を、かすめとられ、たうしやの御ねんくしんよう
(一、番社)
(一、年貢)
(一、神田)
まいをうちとめられ候を、いま神明そう
(一、米)
きやうの御よに、一二のみや御こうきやうのあいた、かうさの
(一、高)
(一、興行)
みやは、たうこくの二のみやにて御わたり候へは、しやけの御
(一、番四)
(一、奉聞)
ちうちとして御そうもん候て、御あんとのときは、さねすみ
(一、五事)
(一、安堵)
のけいやくにまかせて、もりとみのしやうのそたうまい、
(一、所當米)
まいねん二はんふんお、けたいなく、ゑいたいをかきりて、し
(一、兩石)
やけにきたをいたし候へく候、したちにきては、
(一、兩石)
御いろいあるましく候、惟平ちきやうさうゐあるま
(一、知行)
しく候、たかいにやくそくのふんへぬかい候はんときは、
(一、本庄)
(一、改)
ほんしゆさねすみのけいしやうにまかせて、した
(一、半分)
ちはぬふんゑいたしやけにはけとられ、御ち
(一、分取)
きやう候はんとき、いささかもしいあるましく候、
(一、後)
よてこ日のために、しやうくたんのことし、
(一、後)
(一、武元)
けんふくわんねん七月十九日 宇治惟平(花押)
(一、興平)
「爲後證各所加判形也、權律師 良鑒(花押)
(一、興平)
權少僧都惠珍(花押)」